

建設建築委員会記録(No.7)

1 日 時 令和5年7月13日(木)
午前10時30分 開会
午前11時15分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	泉 日出夫	副 委 員 長	山 内 涼 成
委 員	中 島 慎 一	委 員	渡 辺 均
委 員	鷹 木 研一郎	委 員	木 畑 広 宣
委 員	松 岡 裕一郎	委 員	浜 口 恒 博
委 員	三 原 朝 利		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

建築都市局長	上 村 周 二	計 画 部 長	南 孝 昌
都市計画課長	中 原 康 裕	交 通 局 次 長	白 石 基
総務経営課長	河 津 伸 二	経 営 改 善 推 進 担 当 課 長	實 藤 一

外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 中 島 智 幸 委員会担当係長 梅 崎 千 里

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第147号 区域区分見直しに係る都市計画 手続きの中止及び再審議について	継続審査とすることを決定した。

2	陳情第161号 まさに盗人に追い銭、区域区分見直し候補地修正案の撤回・破棄、及び都市計画行政の改革について	陳情2件について継続審査とすることを決定した。
3	陳情第162号 ミスリードと目的違いの区域区分見直しの即時白紙撤回について	
4	交通政策について	交通局から別添資料のとおり説明を受けた。

8 会議の経過

(陳情第147号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

(陳情第161号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

(陳情第162号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長（泉日出夫君） それでは、開会します。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第147号、区域区分見直しに係る都市計画手続きの中止及び再審議についてを議題とします。

本件については、議会に第三者委員会の設置及び議決を求めるものですので、当局の説明を省き、委員からの意見を受けます。陳情に対する意見はありませんか。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 公明党の松岡です。陳情第147号に対して意見を述べさせていただきたいと思います。

これまで、区域区分の見直しに関することは、本会議やこの委員会でも数多く議論されてきました。この建設建築委員会においても、前任期から多くの陳情が出され、その都度丁寧に審査を行ってきたものと認識しておりますし、また、所管事務調査としても活発な議論が行われており、今後もこの委員会で議論や指摘などがなされていくものと認識しております。

このような活動は、議事機関として議会の重要な役割の一つであると考えています。議会基本条例の中にも、議会の役割として、議案などの審議及び審査により本市の意思決定を行うことや、市長その他の執行機関に対し適切な監視及び評価を行うことなどが規定されています。今回の陳情項目を拝見しますと、今後の進め方などについて、議会が第三者委員会を設置し明確な方針を示させることや、議会が第三者委員会を設置し、再発防止策の確立及び責任追及をすることなどが示されております。市民の代表である議会が、市長が条例で設置するような附属機関としての第三者委員会を設置することはできませんが、これらの陳情内容は、第三者委員会を設置するまでもなく、本来、議会やこの委員会が果たすべき役割であると考えております。

区域区分の見直しに関しては、市政に関わる重要なことでもあります。今後も議論を深めなが

ら、執行機関に対し適切な監視や評価を行っていかねばなりませんし、小倉北区の議員としても意見を申し上げてきたところでもあります。引き続き市議会としてもしっかり議論を行うことが我々に課された議員としての責務だということを申し上げて、私の意見を述べさせていただきます。以上です。ありがとうございます。

○委員長（泉日出夫君） ほかに意見はありませんか。浜口委員。

○委員（浜口恒博君） 私からも、陳情第147号は、議会が第三者委員会を設置し、区域区分見直しの施策が社会不安を起こした原因及び責任の所在を明らかにし、再発防止策の確立及び責任追及をすることを求めています。そもそも議会は執行機関に対する監視機能があり、議会が有する重要な役割の一つでもあります。よって、陳情者が求めている責任追及等については、議会が第三者委員会を設置して行うものではなく、議会自らが行うものであると思います。私の意見として述べさせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（泉日出夫君） ほかに意見はございませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 私からは、3つの陳情についてなんですけれども、第三者委員会をつくるというのは議会の中では難しいということは承知をしておりますけれども、まず聞きたいのは、前市長が議会答弁された反省や教訓、これ繰り返しになると思いますけれども、何を反省して、何を教訓として今後取り組んでいくのかということについて、まずは確認のために答弁していただきたいと思います。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 前市長が昨年の2月議会で謝罪をした答弁の内容でございます。区域区分の見直しにつきましては、市から当初、見直し候補地というものを提示させていただいて、関係者の方々の意見を聞きながら進めていくということで始めたものでございます。説明会を開く中で、修正を重ねていくというところがうまく関係者の方々に伝わっていなかったということで、特に市民からは、陳情の内容にもありましたように、説明会などにおいて、市は関係者の意見を聞かずに候補地のままで都市計画決定の進めを進めるのではないかなというような不信感を招いた、不安を抱かせた、こういったことについて大変申し訳なかったと、前市長は答弁しております。改めまして、執行部を代表して謝罪申し上げたいと思っております。

そういったことを教訓としまして、その後の説明会につきましては繰り返し修正を重ねていくということで、修正案第1版、第2版、それから今、都市計画原案ということで、市民の意見を聞きながら修正を重ねているところでございます。あと、スピード感を持ってというところなんですけれども、やはり課題のところですね。今、御存じのとおり、少子・高齢化が進んでおります。このまま進みますと、持続的な都市経営というものが難しくなってきますので、そういった課題が将来に広がらないように、今のうちからコンパクトシティを目指してやっていきたい。その一環として、この区域区分の取組を早急にやっていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） スピード感のところですけど、区域区分の見直しというものは市長が反省をして、教訓としたいという答弁をされました。これをもっとスピード感を持って取り組んでいくということに対して、ちょっとおかしいんじゃないかということだと思っんですよね。それで、今からスピード感を持ってやっていくべきことというのは、立地適正化計画の中で災害対策を取りながら進めていくということであって、区域区分の見直しではないはずなんですよ。そこをどう捉まえていますか。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 委員が今申されました防災対策、これについても今、立地適正化計画、防災指針の位置づけということで議論させていただいております。この防災対策も重要だと思っておりますけども、あわせまして、繰り返しになりますけども、区域区分の見直しにつきましても我々重要な施策と思っておりますので、スピード感を持って進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） じゃ、それをどうやって今後伝えて、教訓的に進めていくんですか。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 スピード感を持ってというところでございますけれども、併せまして地域関係者の方々の合意形成をしっかりと図りながらということで進めてきておりますので、しっかりと意見を聞きながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そうすると、市長答弁後の事業評価が順調という評価については、時系列からして、これはおかしいですよね。どうでしょう。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 評価につきましては、市民の方々の意見を聞きながら修正案を重ねていくという取組については、しっかりと説明会を開きながら修正案第1版、第2版という形でやってきておりますので、そういったところについて、順調であるという評価をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） それは、例えば反対意見があった。そして、ほとんど撤回に追い込まれたよというところは無視して、計画そのものは進んでいるんだと、計画はスケジュールどおり進んでいるんだという評価だということですか。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 反対意見を無視してというわけではなくて、区域区分見直しの着手に当たっては、都市計画審議会の専門小委員会を4回開きまして取組の基本方針というものを作っ

ております。その中で、見直しの候補地ということ由市から提案させていただいて、合意形成をしっかりと図りながら進めていくことということで、審議会からも意見をいただいております。我々市は、それにのっかって今までやってきております。そういった形でしっかりと合意形成を図りながらやっていくというところで、少しお時間をいただいているところもありますけれども、しっかりと意見を聞きながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そうなると、うまく伝わっていないということに対して反省をするんだと。これに対して、市民の不信感を抱いたということをして市長が自らおっしゃったわけですから、ここに対するけじめがついていないということは明らかだと思うんですね。区域区分の見直しというのは、明らかに本市の勇み足、天下の愚策とまで私は言いましたけれども、区域区分の見直しの施策についてのけじめが市民に対して、果たしてついているのかというところについてはどうお考えになっているのか。うまく伝わっていない。そして、それを伝えることができたのか、不信感について払拭ができたのかというところについてお答えください。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 市民の方々の不安が払拭できたのかというところでございます。令和元年から説明会をずっと重ねていきまして、今年の3月、八幡東区の修正案、それから4月にその他の6区の修正案というものを取り急ぎ報告させていただいたというところで、まずはそういったところで市民の方々の不安を払拭したというところがございます。それから、7月の説明会、その後の現地調査等を踏まえて、今年の2月に第2版の修正案を作ってきたというところ、それから3月に再度説明会をさせていただいたということで、市としましては、修正案の公表と説明会を重ねながら市民への周知を一生懸命図ってきたというところがございますので、一定の周知が図れたのではないかなと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 説明会そのものは、この施策を実現するためにやってきた説明会ですよ。この回数に比べて圧倒的に少ないですよ。そして地域にも入っていく数は圧倒的に少ない。そういう中で、うまく伝わっていない、そして不信感を抱いたということについて払拭できたとは、言えないんですよ。もともと分かっていない、伝わっていないと思われる人たちがそれを十分理解して、不信感を払拭しましたよということにはならないわけですよ。うまく伝わらなかった、不信感を抱かせた説明会の数よりも少ない説明会で、払拭を図ろうとしたって、無理な話ですよ。それだけの労力をもって、不信感を払拭したかということについては、私は甚だ疑問に感じるわけでありまして。

ですから、少なくとも立地適正化計画、その中で災害対策が組み込まれる中で、一定の国のメニューが示されたわけですから、新たな施策に入っていくんだということを市民に知らしめるべきだと思うんです。そうなったときに、区域区分見直しという部分については、一旦けじ

めをつけるということが大事ではないかなと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 市民の方々に対して一旦けじめをとるところでございます。繰り返しの答弁で大変申し訳ありません。我々市としましては、人口減少、超高齢化というところを踏まえまして、将来にわたって持続的に都市経営をやっていくというところは非常に大事だと思っております。ですので、その一環としての区域区分の見直しというものはしっかりと進めさせていただきたいと思っております。

それから、これと併せまして、昨年度、国土交通省から居住誘導促進事業ということで新たなメニューが出てきております。居住誘導区域外から居住誘導区域に移転する場合に一部補助をするというものでございまして、これを北九州市で適用できないかということで、今、関係部局、それから国に対して調整を行っております。これは予算が伴いますので、予算議会で承認をいただいて、内容がはっきりした段階で関係者の方々にはしっかりと周知をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） さんざん議論をしてきたので、ここでもう一度議論ということは私はしませんけれども、ただ、国がメニューを出した。でも、それは少なくとも区域区分の見直しのときには説明されていないんですよ。一切何もしませんという説明の中でやられてきた説明なんですよ。今後新たに、例えばそんな補償があるんだったら、実際に下に下りていこうかという人たちもいらっしやったわけですよ。その人たちが何かの補償があつて動ける状況にあるのであれば、それは適用すべきだろうと思ひますし、私はそこを一つのけじめとしてつけるべきであつて、新たな立地適正化計画というものはもう一度しっかりと皆さんに説明をする必要があるんだと思ひます。それは意見として終わります。

○委員長（泉日出夫君） ほかに意見ございせんか。

ただいま陳情第147号の審査を行っております。陳情第147号は、議会に第三者委員会の設置及び議決を求めるものでありましたが、それに対して松岡委員、浜口委員からの意見がございました。それは委員長として受け止めさせていただきまして、今後審議をしたいと思ひます。

ほかになれば、本件については、慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第161号、まさに盗人に追い銭、区域区分見直し候補地修正案の撤回・破棄、及び都市計画行政の改革について、及び陳情第162号、ミスリードと目的違いの区域区分見直しの即時白紙撤回については、先ほど少し議論にはなりましたがけれども、改めていずれも区域区分見

直しの撤回に関するものであるため一括して議題とします。本件について、改めて当局の説明を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長 陳情第161号及び162号に対します本市の考えを一括して御説明いたします。

本市では、急速な人口減少と超高齢化の状況においても都市を持続可能なものとするため、北九州市立地適正化計画を平成28年9月に策定しましてコンパクトなまちづくりに取り組んでいるところでございます。このような中、平成30年7月の豪雨では市内で407件の崖崩れが発生しまして、その7割が市街化区域の斜面地で集中して発生したものでございます。これをきっかけとしまして区域区分の見直しに着手をし、令和元年12月に都市計画審議会の議を経まして、区域区分見直しの基本方針を策定しております。この基本方針に基づきまして、安全性、それから利便性等の客観的評価指標や現地調査を踏まえまして候補地を選定し、関係者皆様の意向を踏まえて合意形成を図りながら進めているところでございます。

令和元年12月の八幡東区見直し候補地公表後、同月から開催しました地元説明会を皮切りに、現在までに約280回、延べ約6,200人の方々に事業の説明を行いまして、約3,600件の意見書を頂いているところでございます。頂いた意見書を基に修正案第1版、第2版を作成しまして、現在は都市計画原案の作成を行っているところでございます。結果としまして、修正案第2版では面積が約298ヘクタールとなりまして、当初見直し候補地と比較しますと約25%ということまで縮小しましたが、一部の住宅地を含みます山林などの未開発地におきまして新たな開発を抑制できるということから、取組の目的に沿う一定の効果は得られていると考えております。

以上のことから、本取組は本市が抱える課題を将来に向けて拡大させないよう直ちに進めていくことが必要であると考えておりますので、取組の撤回を行う考えはございません。御理解ください。

以上で陳情第161号、162号に対します本市の考えについて説明を終わります。よろしく御願いたします。

○委員長（泉日出夫君） ただいまの説明に対し、改めて質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

質問、意見はありませんか。三原委員。

○委員（三原朝利君） 意見を申し上げます。この逆線引きの問題については、私も議会で質問させていただきました。災害リスクがある中、そしてまたコンパクトシティー、並びに市政の財政状況が厳しい中で、ある意味、進めていかないといけない部分もあるだろうと。ただ、財産権を含めて市民の皆さんに関わってくる部分、そういう意味で、何も補償であったり代替措置がなかったりというのはなかなか厳しいのかなど。そんな中で、先ほどからも話が出ていますが、国土交通省の補助メニューがあると思います。今後進めていく中で、ぜひそういうものをしっかり利活用していただき、御理解をいただきながらやっていただきたいなと思っております。以上、意見として言わせていただきます。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はございませんか。

なければ、本件については、慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで本日の所管事務の調査に関係する職員を除き退室を願います。

（執行部入退室）

それでは次に、所管事務の調査を行います。

交通政策についてを議題とします。

本日は、交通局における経営改善の取組について、報告を兼ね、当局の説明を求めます。交通局次長。

○交通局次長 まず、説明に先立ちまして、私から一言申し上げさせていただきたいと思えます。

本日は、交通局長も出席しまして説明をさせていただきますところ、新型コロナウイルスに感染いたしました。月曜から感染拡大防止のため休暇を取らせていただいております。したがって、本日もやむを得ず欠席とさせていただきます。局次長以下で説明、答弁させていただくことをお許しいただきたいと思っております。謹んでおわび申し上げますとともに、本日は何とぞよろしく願いいたします。

それでは、内容につきましては課長から説明いたします。

○委員長（泉日出夫君） 経営改善推進担当課長。

○経営改善推進担当課長 それでは、交通局における経営改善の取組について御説明いたします。

これは、令和5年6月議会の予算特別委員会において御議論していただいた内容を踏まえまして、具体的にどのように交通事業を経営していくかについて説明させていただくものでございます。

交通局の資料、タブレットの1ページを御覧いただければと思います。まず、1、交通事業の現状でございます。

令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、乗合収入が令和元年度と比較して約33%減少したことなどにより、下のグラフのとおり、累積資金剰余が約6.5億円まで減少いたしました。なお、下のグラフ中、令和4年度及び令和5年度につきましては予算で表しているため、乗合収入と累積資金剰余がこのようなグラフになっておりますが、令和4年度の乗合収入は令和元年度と比較して約2割減少しております。加えまして、燃料費の高騰もあります。実際は、令和2年度や令和3年度並みの赤字になる見込みでございます。

また、令和5年度につきましても、乗合収入はコロナ禍前の水準に回復せず推移していくと想定していますので、資金ショートを回避するため、6月の予算案において補助金3億円の繰入れをお願いし、御承認していただいたところでございます。令和6年度以降も、改善の兆しは見えていないため、厳しい経営状況が続くと考えております。

次に、2、経営改善の取組ですが、交通局では、これまで厳しい経営状況を改善するために、車両の適正化や効率的・効果的なダイヤ編成の見直しなどの経営改善に取り組んでまいりました。

(2)の今年度以降の取組といたしましては、まず、令和5年4月に経営改善専任職員を2名配置するとともに、局内プロジェクトチームにより経営改善に集中的に取り組んでおります。

次に、イでございますが、収支均衡、具体的には目標額3億円の改善を目指しまして経営改善に取り組んでいるところでございます。

タブレットの2ページをお願いいたします。ウ、経営改善に向けた基本的な考え方でございます。1点目に、交通局のみで取組が可能な経営改善につきましましてはスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。2点目として、現在、路線バスを含めた公共交通全体に社会構造の変化に伴う影響が生じていると受け止めざるを得ない状況にございます。このため、路線バスの在り方を含め、北九州市における公共交通の将来像とそれを実現する方策について検討に着手したところでございます。交通局としては、この議論に積極的に参画してまいりたいと考えております。

エ、経営改善の具体的な項目についてでございます。

まず、増収対策です。乗合バス利用者の拡大に取り組みたいと考えております。具体的には、学術研究都市や響灘地区をターゲットとし、企業誘致を促進するための路線整備について検討しているところでございます。2点目として、貸切り、受託の営業強化でございます。若松区の観光地化と連携するなど、貸切りバスや受託事業の営業強化を図っていききたいと考えております。

次に、筋肉質な経営体質への転換でございます。交通局は厳しい経営状況が続いております。交通局が公営交通事業者として市民の足を守り続けていくためには、経営体質を筋肉質なものに転換する必要があると考えております。そのため、4つの項目について取り組むことを考えております。

1つ目は、効率的、効果的なダイヤ編成の見直しについてです。交通局といたしましては、これまでも効率的、効果的なダイヤ編成の見直しに取り組んでまいりましたが、今後は、例えば増収が見込める路線については増便を、乗客が少ない路線については減便するなど、利用状況にマッチした効率的、効果的なダイヤ編成の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目は、効率的な路線の在り方も検討したいと考えております。これにつきましては、維

持すべきエリアと維持困難なエリアを整理した上で、どのように運行していくのか、特に維持困難なエリアにつきましては、どのように運行していくのか検討していきたいと考えております。

3つ目は、運賃についてでございます。運賃改定につきましては、運行に要する経費を踏まえまして、それに見合う適正な運賃を利用者から頂くということを目的として実施するものだと考えております。北九州市内で運行しているバス事業者であります西鉄バスは、6月15日に路線バスの上限運賃の改定を国土交通省に申請しております。この背景といたしましては、報道発表を見る限りでは、新型コロナウイルス感染症による利用人数の減少や燃料費の高騰などの課題を抱えておりまして、交通局も同じ状況でございます。このような課題も踏まえまして、1日乗車券等の企画乗車券も含む運賃につきましては具体的に検討を進めていきたいと考えております。

最後に、シェイプアップに向けた取組としては、車両台数の適正化など、これまで交通局が行ってきた経営改善に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、乗務員確保についてでございます。令和6年4月に、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準、いわゆる改善基準告示の改正がございまして、乗務員の拘束時間が短縮されるため、乗務員の確保がより求められます。また、増収に取り組むためにも乗務員の確保が必要不可欠でございます。このようなことから、全国的に乗務員が不足している状況ではありますが、乗務員確保にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、利用者の声の反映についても、継続的に利用者の声に耳を傾け、その声をダイヤ改正等の交通局の施策に反映してまいりたいと考えております。

最後に、公共交通としての市営バス事業の在り方の検討についてでございます。先ほども御説明いたしました公共交通の将来像などについて、関係部局において検討に着手したところでございます。交通局としても、公営交通事業者として、この議論に積極的に参画してまいりたいと考えております。

3、令和4年度の利用状況でございます。令和4年11月17日の常任委員会の所管事務調査で令和4年度の上半期の利用状況を説明させていただきましたが、今回は令和4年度1年分を改めて説明させていただくものでございます。

令和4年度の乗合バスの現状といたしましては、黒字路線が13系統、16%。赤字路線は68系統、84%という状況でございました。路線ごとの利用状況につきましては、令和4年度は100円の収益を上げるために約132円の費用を要している状況でございます。路線ごとの1便当たりの利用状況につきましては、3ページから4ページを、また、参考までに、黒字の路線を路線図に表した資料を5ページに添付させていただいております。最後に、この利用状況については交通局のホームページ等で公開したいと考えております。

以上で交通局における経営改善の取組についての説明を終わらせていただきます。よろしく

お願いいたします。

○委員長（泉日出夫君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 御説明いただきまして、ありがとうございます。経営改善の具体的な項目の中で、乗務員の確保とあります。バス運転手の確保が大事になってくると思いますが、2024年問題についても影響があるのではないかと。どのような影響を考えて、どのような対策をしていくお考えなのかというのを、教えていただければと思います。

○委員長（泉日出夫君） 総務経営課長。

○総務経営課長 バスの運転手が全国的に不足しております、ここ10年間で全国のバスの運転手が23%ぐらい減っています。そのうち60%は、60歳以上というような状況になっています。あと、今、2024年問題ということで運転手がいないと、貨物のほうが結構注目されております。同様にバス運転手もいないというところで、路線を廃止するとか、毎日いろんなニュースが出ております。そういった状況で、我々も一生懸命、バスを運営するということはバスの運転手がいないと回りませんので、運転手の確保に力を入れて今やっております。

今まではハローワークなどに求人掲載するというのが基本だったんですけども、今はバスにラッピングをしたりとか、バス停100基ぐらいにポスターを貼ったりとか、最近はネット系の求人で、インディードやエアワークとか若い方が見られるようなアプリでもPRをさせていただいております。今年は、より親しみを持ってもらうということで動画を作成しまして、若い運転手や女性ドライバーにも出ていただいて、どうぞ交通局にみたいな形でPRもさせていただいております。それを見た方が、何人か既に今年受験されております。

そういった形でいろいろさせていただいて、もうちょっと御説明させていただきますと、先ほど申したとおり、今、大型二種免許を持っている方がいないんです。そういった状況で、免許の資格を取るために、平成30年度から、50万円を助成する制度も実施しています。免許を持っていない方でも、50万円を助成しますので、運転免許を取ってから入ってきてくださいといったこともやっております。さらに、女性ドライバーにも配慮したバス運転手の控室やトイレを改修して、女性にも来てくださいといったことを行っております。全国的にバスのドライバーが不足しているんですけど、交通局としてはやれることを徹底的にやって運転手を確保したいということで今取り組んでいる最中でございます。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） ありがとうございます。様々な取組により、運転手を確保させていただいて、バスの運転手がいなくて運行路線が減ることがないように、しっかり経営改善に努めていただきたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 私からは、経営改善ということで、私も交通局出身ですから、その中で非常に苦慮してきました。もう絞れるものはないと認識はしていますが、ただ、やっぱり努力はしていかないかん。でも、その反面、公営企業なんですよ。ですから、公営だからできたんだというところをもう少しアピールしてほしいなっていうのがあります。その一つとしては、阪神・淡路大震災のときも職員の輸送、それから職員の休憩所としてバスを提供して持っていき、地震があった次の日には向こうに到着をしたということもありました。それから、東日本大震災のときにも職員の輸送、それから物資の輸送等々含めて公営事業者としての役割を果たしてきたんです。そういう自負を私自身は持っているんです。ですから、今こうした災害の時期を迎えて、地域内にも避難所自体に移動できない高齢者の方々がいっぱいいるんですよ。そこに、地域の方々の意見をしっかりと聞いてもらって、じゃあここからバスを出したら避難所まで避難することができますとか、そういう泥くさい努力を私はしてほしいと思うんです。それについて何か見解はありますか。

○委員長（泉日出夫君） 経営改善推進担当課長。

○経営改善推進担当課長 バス事業者として収支均衡というのは必要だと考えておりますので、経営改善はしっかりと取り組んでいかないといけないと考えております。一方で、公営バス事業者でございます。なので、経営だけというわけではなくて、公営事業者としての役割というのもあると考えております。山内委員が言われていましたように、公営バス事業者として取り組んだものについてはしっかりとPRさせていただきまして、交通局が必要だと思われるように取り組んでまいりたいとも考えております。あとは災害のときに例えば地域のバスのルートであるとか、そういうところにつきましては、今回、経営改善の中にも利用者の声の反映ということもありますし、災害も激甚化しておりますので、そこについては利用者の声を聞きつつ、危機管理室とも話をさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ぜひ、そういう何ができるんだろうというところを頭に入れながら、経営改善もやっぱり必要ですよ。そりゃね、収支均衡せないかんわけやから、そこは必要やけど、ただ、我々はそういう一面を持っているんですよっていうところをアピールしていただきたいし、公営としての意義を今後も頭の中に入れつつ頑張っていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はございませんか。渡辺委員。

○委員（渡辺均君） 交通事業においては、今まで随分と苦労されていると思います。経営改善というのはよく分かるんですけども、今までも何期も経営改善をやり尽くしているだろうと思っているんですが、以前、行政視察で金沢市に行ったときに、金沢市が取り組んでいるのは、商店街と連携して、スタンプを集めれば運賃が安くなるというものがあったような気がするんです。商店街で買物していただくと駐車を1時間無料にするとか、いろいろ施策を商店街も考

えているわけですが、路線バスに乗って最寄りの商店街を御利用いただければ無料券あげますよとか、100円券あげますよとか、バスに乗ってもらうための施策を経営改善の中に入れていくというのも一つの施策ではないかなと思います。公営事業者だからできないというものもあるかも知れませんが、そういうような、うみはもう出尽くしているわけです。少子・高齢化の中で、バスを利用する方は高齢者が多く、自家用車などを持っていない方が多いわけですから、そういう方たちに乗っていただくための公営の交通機関だろうと思います。そこで、そのような商店街を一つ一つ開拓しながら、商店街にも協力していただき、交通局にも協力いただくというものがあっていいのではないかなと思います。

というのは、赤字になれば補助しないと走りませんよというのがおでかけ交通です。それらも含めて、それらの経営を並行してみながら何かいい施策ができるんじゃないかなと思ったりもするんです。昨日実は小倉南区議員協議会でおでかけ交通の話がございまして、40世帯とかのときはバスが出るんですけども、それ以外の少人数のときは、最寄りのタクシー会社が運行していると思うんですね。1人1回300円、相乗り300円などいろんな施策を出していると思います。そういうものから見れば、もう少しバスの利用者が多くなっていいのではないかなと思います。そういうような補助というか、商店街と連携し、タッグを組んで、市のバスに乗ってきてここで買物すれば、100円割引ですよとか、150円割引ですよというような形で、何か施策を実施しているのであれば教えていただきたいと思います。ちょっと思ったものですから、改善していく余地があるんじゃないかなと思うので、なければ、一考にして取り組んでいただきたいなと思います。

○委員長（泉日出夫君） 経営改善推進担当課長。

○経営改善推進担当課長 商店街と連携した取組につきましては、現在行ってはおりません。今回、経営改善の具体的な項目の中にも、乗合バス利用者の拡大ということも掲げております。乗合バスに多く乗っていただいて、その赤字を縮小するということは重要な課題だと考えております。委員がおっしゃられたような商店街との連携につきましても、局内プロジェクトの中で、どのような取組をやったらいいのかということを検討させていただいておりますので、その中でしっかり研究させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。

なければ、以上で所管事務の調査を終わります。

本日は以上で閉会をいたします。

建設建築委員会 委員長 泉 日出夫 ㊟